

注：本資料は Deloitte Touche Tohmatsu Limited が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

<IR> in Focus

IIRC が国際統合報告<IR>フレームワークを公表

目次

- ・ 統合報告<IR>のイントロダクション及び目的
- ・ <IR>フレームワーク
- ・ 統合報告書の目的及び利用者
- ・ 報告書の形態及びその他の情報との関係
- ・ 準拠性の表明
- ・ コーポレート・ガバナンス(企業統治)に責任を負う者の役割
- ・ <IR>の基礎概念
- ・ 統合報告書の構成要素 7つの基本原則と8つの内容要素
- ・ 統合報告書に関する報告境界
- ・ 関係するガイダンス及び文書
- ・ 企業及び投資家のための<IR>に関するパイロット・プログラム
- ・ 新しい<IR>実務の事例
- ・ 付録

要点

- ・ 2013年12月9日に国際統合報告評議会(IIRC)が、国際統合報告<IR>フレームワーク(<IR>フレームワーク)を公表した。
- ・ 統合報告は、「組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績及び見通しが、どのように短、中、長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーションである。」
- ・ 統合報告書の主な目的は、財務資本提供者に長期にわたり企業価値をどのように向上していくかを説明することである。
- ・ <IR>フレームワークは、統合報告書作成のための原則主義に基づくフレームワークである。パートIでは<IR>フレームワークの利用方法に関するガイダンスを提供し(統合報告書の定義を含む)、<IR>フレームワークに従った報告をその他の報告形式と区別し、統合報告の基礎概念を説明している。パートIIは、統合報告書の作成及び開示方法に関する7つの基本原則と8つの内容要素からなる。
- ・ <IR>フレームワーク2013年4月に公表されたコンサルテーション草案へのコメント提供者が指摘した不明瞭な箇所はなくなり、<IR>フレームワークの構成は明確になったと考えられる。
- ・ 現時点で<IR>を制度上要請しているところは、南アフリカのみである。<IR>は市場が先導して行う新たな取り組みであり、企業がその価値創造ストーリーを伝えられるようにすることを目的としており、新たな義務を課すものではない。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

統合報告<IR>のイントロダクション及び目的

2013年12月9日に、国際統合報告評議会(IIRC)は国際統合報告<IR>フレームワーク(<IR>フレームワーク)を公表した。IIRCは、規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計の専門家及びNGO(非政府組織)による国際団体である。IIRCの視点は、企業報告は、短、中、長期にわたる組織の価値創造能力に影響するあらゆる要因を伝達するように進化すべきであるという考えに基づいている。

これらの要因には従来の財務資本や製造資本だけでなく、21 世紀において組織が事業を行うために依存する人的資本、知的資本、社会・関係資本、自然資本も含まれる。統合報告 (< IR >) は合体した報告 (combined reporting) ではない。

従って、統合報告書は財務諸表又は年次報告書とその他の個別の企業責任報告書又はサステナビリティ報告書の一つの報告書に合体した報告書ではない(後述の「報告書の形態及びその他の情報との関係」を参照)。統合報告書は、組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績及び見通しが、どのように短、中、長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーションである。 < IR > の目的は、 < IR > フレームワークの序章である「統合報告について」に以下のように記載されている。

- 「財務資本提供者がより効率的、生産的に財務資本の配分を可能にする情報の質を高める
- 様々な報告の構成要素を結びつけ、組織の長期にわたる価値創造能力に強く影響するあらゆる要因を伝達する、企業報告のためのより纏まりのある効率的なアプローチを促す
- 広範な資本(財務、製造、知的、人的、社会・関係及び自然)に関する説明責任及びステewardシップを高め、さらにその相互依存について理解を深める
- 短、中、長期の価値創造に焦点を当てた統合的思考、意思決定及び行動に資する」

見解

< IR > の目的は、統合的思考及び意思決定に資することである。統合的思考は、「組織の様々な事業単位及び機能単位と組織が利用し影響を与える資本との間の関係についての、組織による動的な考察である。」統合報告はまた、統合的思考のアウトプット(つまり、一方はもう一方の成果物)でもある。

< IR > パイロット・プログラム参加企業の多くが、外部用の統合報告書を作成する前に、統合的思考から取り組んでいる。 < IR > の概念を内部に適用して、内部の情報システム及び意思決定が統合的思考になるようにしている。パイロット・プログラム・イヤーズブック 2013 年版 (www.theiirc.org で入手可能)では、パイロット・プログラム参加企業がどのように < IR > に進化しているかの詳細及びケーススタディが提供されている。

< IR > フレームワーク

< IR > フレームワークは以下の 2 つのパート(又は 4 つの章)で構成されている。

- パート I は、(i) フレームワークの利用及びその目的(統合報告書の目的及び利用者など)、(ii) < IR > の基礎概念に関する背景を提供する。
- パート II は、(iii) 基本原則、(iv) 統合報告書の作成及び開示方法に関する内容要素を説明している。

パート I 及びパート II は太字のイタリック体で表記された要求事項を含んでいる。 < IR > フレームワークに準拠した統合報告書である旨を表明するコミュニケーションは全てこの要求事項に従わなければならない。この要求事項は、 < IR > フレームワークの付録に列挙されており、本ニュースレターも付録として一覧表を付けた。

統合報告書の目的及び利用者

統合報告書の主な目的は、組織が長期にわたり価値をどのように創造しているかを財務資本提供者に説明することである。

見解

統合報告書で重視されているのは財務資本提供者であるが、統合報告書は従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、地域社会、立法者、規制当局及び政策立案者を含む組織の長期的な価値創造に関心を持つ全てのステークホルダーにとっても有益である。これは、統合報告書では、短、中、長期にわたる組織の価値創造能力に影響を及ぼす外部環境及び資本(財務、製造、知的、人的、社会・関係、自然)と組織がどのように関わっているかが示されるためである。

報告書の形態及びその他の情報との関係

統合報告書は財務諸表やサステナビリティ報告書とは異なる。統合報告書は「明確で識別可能なコミュニケーション」である。統合報告書は、組織が制度上の目的で作成するその他の報告書の一部を構成することができるが、これは<IR>フレームワークで要求される情報が、制度上要求されるその他の情報と明確に区分できる場合である。

見解

IIRC のビジョンははっきりしている。すなわち、理想的には、統合的思考と<IR>が基準になることであり、組織による内外のステークホルダーへのすべてのコミュニケーションの形態(外部的には法定上の報告書から四半期毎の投資家向けの説明にわたる企業報告、内部的には業績管理報告書)に<IR>の概念が十分に組み込まれることである。フレームワークの序文と 3.7 項に「統合的思考が組織の活動に組み込まれるようになればなるほど、情報の結合性が経営報告、分析及び意思決定により自然な形で反映されるようになる」と述べられている。

準拠性の表明

統合報告書であると主張し、<IR>フレームワークを参照しているコミュニケーションは全て、太字のイタリック体で表記された要求事項に従わなければならない。ただし、以下の3つの場合を除く。

- (i) 信頼できるデータを利用することができない場合
- (ii) 特定の法的禁止事項により重要性を有する情報を開示することができない場合
- (iii) 重要な競争上の危険が存在することにより重要性を有する情報を開示することができない場合

最初の2つの場合では、組織は省略された情報の性質を示し、情報が省略された理由を説明し、データが利用できない場合は、情報を入手するためにとるべきステップやそのために必要と予測される期間(タイムフレーム)を特定する必要がある。

競争上の危険を理由に開示しない場合、<IR>フレームワークは、組織が「大きく競争優位を失う可能性のある情報を特定しないで本質を説明する方法」を検討し、「それに応じて、組織は、競合者が統合報告書の情報から実際にどのような利益を得る可能性があるかを考え」、<IR>フレームワークで述べられている「その主要な目的を達成する上での統合報告書の必要性に対してバランスをとること」を述べている。

コーポレート・ガバナンス(企業統治)に責任を負う者の役割

<IR>フレームワークに準拠した統合報告書には、統合報告書のインテグリティ(integrity)を担保すべき責任に関する同意、統合報告書の作成や開示方法に対して全体的思考を適用したこと、統合報告書が<IR>フレームワークに従って開示されたものかどうかについての意見又は結論についての、コーポレート・ガバナンス(企業統治)に責任を負う者からの表明(statement)が含まれる。

そのような表明が含まれない場合は、統合報告書では、統合報告書の作成及び開示においてガバナンスに責任を負う者が担う役割、将来、報告書に表明を含むためにとるべきステップやそのために必要と予測される期間(タイムフレーム)(組織が<IR>フレームワークを参照した3回目の報告書まで)の説明が求められる。

見解

ガバナンスに責任を負う者がその責任に同意する表明をすべきかどうかに関する質問は、コメント提供者の 50% 強が支持しているに過ぎなかったことから、コンサルテーション草案から継続する唯一最大の論点だった。概して、投資家が、このような表明は統合報告書の信頼性を高め、販売促進用の資料 (marketing document) であると思われなくするために必要であると感じている。主な反対意見は、現在、財務諸表に関連してこのような表明に関する規定はないが、そのことが株式に対する投資家の評価を下げさせているという証拠もない国々 (例えば日本) のコメント提供者から出たものである。統合報告をより高い基準にすることによって、そのような国の市場では、統合報告に取り組むことに躊躇するリスクを IIRC は負っている。そのとおりの結果となるかどうかは時間がたてば判明する。

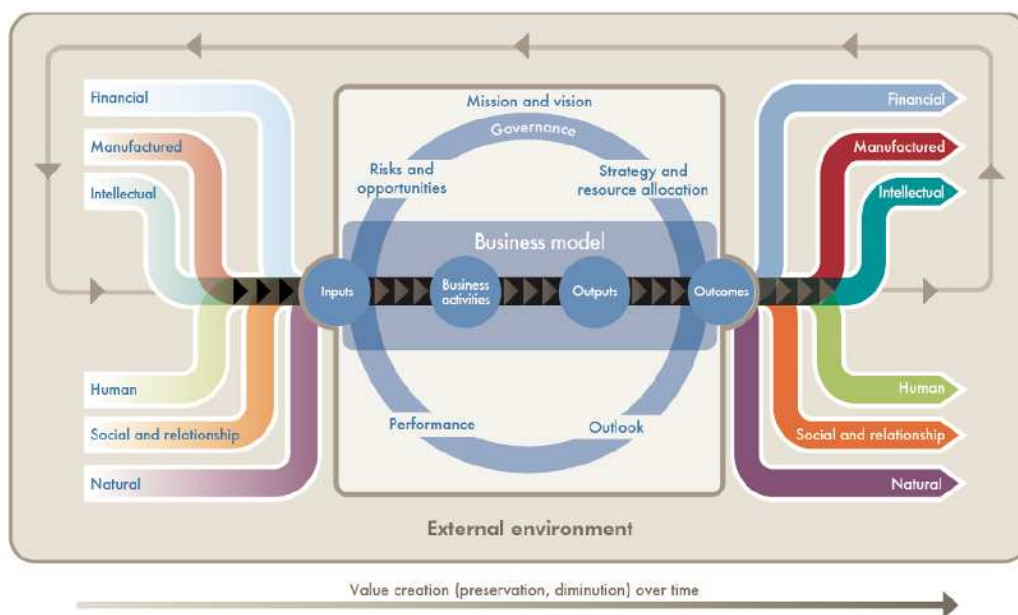
< IR > の基礎概念

< IR > の基礎を提供する 3 つの基礎概念がある。

1. 組織やその他のための価値創造
2. 資本
3. 価値創造プロセス

< IR > フレームワークにおける価値創造の図では、< IR > の基礎概念を統合報告書の内容要素に関連付けている。

価値創造の図 (IIRC の承諾を得て < IR > フレームワークより転載)



1. 組織及びその他のための価値創造 < IR > フレームワークでは次のように示されている。「組織が長期にわたって創造する価値は、組織の事業活動とアウトプットにより生じる資本の増加、減少、変換という形で現れる。この価値には相互に関連する二つの側面がある。つまり、価値は以下のために創造される。

- 「組織自体。組織が財務資本提供者への財務リターンを可能にする。
- その他 (例えば、ステークホルダーや社会全体)」

<IR>フレームワークで示されるように、財務資本提供者は、「組織の価値創造能力に影響したり、財務資本提供者の評価に影響する組織の目的(例えば、明白な社会的目的)に関連する場合には、組織がその他のために創造する価値に関心を持つ。」

見解

ここでの前提は、組織自体のための価値を創造する組織の能力に大きく影響する、その他のための価値を組織が創造するかどうかということであり、また、その他のための価値を創造する組織の能力に大きく影響する、組織自体のための価値を組織が創造するかどうかということである。組織のビジネスモデルや価値創造プロセスが、財務資本提供者の関心事であるだけでなく、長期にわたる価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとっても有益であるのはこのためである。

<IR>フレームワークにおける価値創造プロセスの図では、組織の活動、組織の相互関係及び関係性、組織のアウトプット及び組織が利用し影響を与える様々な資本のアウトカムが、連続するサイクルにおいて資本を利用し続けるための能力に影響してくる、といった動的な関係性を効果的に示している。

2.資本 資本は「組織が利用し、影響を与える資源及び関係」であり、<IR>フレームワークにおいては「財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本及び自然資本」に分類される。この分類は組織が利用し、影響を与える資本を見落とさないようにするためのガイドラインにすぎない。<IR>フレームワークは、組織がこの分類を採用して統合報告書を作成することを求めている。

<IR>フレームワークでは、資本を「組織の活動及びアウトプットを通じて増減し、変換する価値の蓄積」と定義し、いくつかの例が挙げられている(従業員がトレーニングを受けることによって組織が人的資本を改善した場合、そのトレーニングのための費用は財務資本の減少につながる、など)。

<IR>フレームワークでは、全ての資本について、その利用、資本への影響を定量化したり、金額で示すことを求められていないことが明示されている。つまり、定量的指標が統合報告書に含まれるのは、定量的指標を示すことが可能で、適切な場合のみである。<IR>フレームワークでは、「組織の価値創造能力を、質的情報と量的情報の結合を通じて最もよく報告することができる」とことが示されている。

統合報告書では、資本間の、あるいは長期にわたる価値創造に影響する資本の構成要素間の重要な相互依存関係又はトレードオフの開示を検討すべきである(例えば、環境にマイナスの影響を及ぼす活動を通じた雇用の創出)。

見解

<IR>フレームワークは、全ての資本が全ての組織にとって同じように関連性があるわけではないため、組織が統合報告書で全ての資本を含むことは求めている。組織との相互作用が統合報告書に含めるほど重要にならない資本の場合もある。

3.価値創造プロセス <IR>フレームワークでこのプロセスは図で表わされている(4ページに掲載)。この図は、価値創造プロセスの様々な構成要素を統合報告書の内容要素の全てと結び付けている(下記参照)。具体的に言うと、次の説明文は内容要素の「ビジネスモデル」と結び付いている。「組織の中核はビジネスモデルにある。ビジネスモデルにおいて、様々な資本はインプットとして利用され、事業活動を通してアウトプット(製品、サービス、副産物及び廃棄物)に変換される。組織の活動及びアウトプットは、資本への影響としてのアウトカムをもたらす。」さらに<IR>フレームワークは、「アウトカムは、組織の事業活動とアウトプットによりもたらされる資本の内部及び外部的帰結(ポジティブ面とネガティブ面)である」と説明している。

見解

<IR>フレームワークの価値創造プロセスの図(4ページを参照)は、組織のビジネスモデルと価値創造能力との結び付きを示している。これは静的ではなく動的であるべきである。関連する資本のアウトカムは、アウトプット(製品及びサービス)と同じくらい、組織自体のための価値を創造し続けることができる組織の能力に重要な影響を及ぼす。

統合報告書の構成要素 - 7つの基本原則と8つの内容要素

最終的には統合報告書の内容は、組織の個々の状況や、<IR>フレームワークの基本原則と内容要素を適用して、上級経営陣及びガバナンスに責任を負う者が報告する事項を決める際の判断に左右される。

組織は、<IR>フレームワークにおける内容要素の順番どおりに報告書を構成する必要はないが、内容要素間の繋がりを明確にする方法で内容を開示することが求められる。

基本原則	内容要素
7つの基本原則は、以下の統合報告書の作成及び開示方法の基礎を与え、報告書の内容及び情報の開示方法に関する情報を提供する。	7つの基本原則は統合報告書の作成の際に適用される。統合報告書には以下の8つの主要要素を含む必要がある。
A. 戦略的焦点と将来志向	A. 組織概要と外部環境
B. 情報の結合性	B. ガバナンス
C. ステークホルダーとの関係性	C. ビジネスモデル
D. 重要性	D. リスクと機会
E. 簡潔性	E. 戦略と資源配分
F. 信頼性と完全性	F. 実績
G. 一貫性と比較可能性	G. 見通し
	H. 作成と開示の基礎

見解

基本原則間(例えば簡潔性と完全性との間)に明白な対立がある場合には判断が求められる。<IR>フレームワークはこの際の判断をどのように行うかのガイダンスを別途提供していないが、「基本原則は個々に又は全体的に統合報告書の作成及び開示のために適用される」ことを示している。

判断する際に指針となるであろう基本原則と内容要素の主要な側面には以下が含まれる。

- 短期だけではなく、中期、長期の視点にも焦点をあてる。
- 主要なステークホルダーとの重要な関係性を反映すること、組織と主要なステークホルダーとの関係性の性質と質に関する示唆を提供すること、組織がステークホルダーの正当なニーズ及び関心をどのように、又はどの程度、理解し、考慮し、対応しているかについてを含むこと。
- 組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的に影響を与える事項の評価に基づいて、統合報告書の内容を決めるための重要性の概念の適用。統合報告書に関する組織の報告境界(reporting boundary)は、<IR>が考える幅広い資本に照らして重要性の概念を適用する際に重要となる。
- 統合報告書で開示される情報の結合性(財務及び非財務のKPIを含む、戦略、リスクと機会、実績との間の結合性)、及び組織のその他のコミュニケーションにおいて入手可能な詳細な情報との結合性。
- 将来志向(組織が利用又は影響を与える資本の利用可能性、価値、経済性(affordability)についての明確な関連付けを含む)。
- 統合報告書に関する作成及び開示方法の基礎(以下の開示に加えて、統合報告書に含まれる重要な事項を定量化し、評価するために使用されるその他の重要なフレームワークを含む)。
 - 組織の重要性の決定プロセスの要約
 - 報告境界の説明及び決定方法

統合報告に関する報告境界

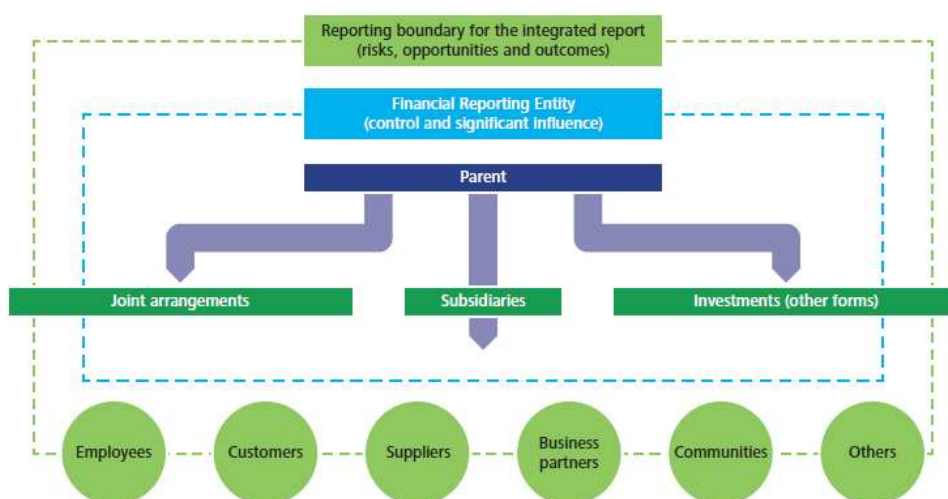
<IR>フレームワークには重要性の決定プロセスの構成要素として「報告境界」の概念が含まれる。考慮する組織の報告境界には以下の2つの側面がある。

- 適用される財務報告基準に従って決められる、組織の財務報告に含まれる子会社、ジョイントベンチャー、関連会社の取引及び関連する事象を特定する財務報告境界
- 価値を創造する財務報告主体の能力に重要な影響を与える、財務報告主体以外の事業体及びステークホルダーに起因又は関連するリスク、機会、アウトカムを特定する財務報告境界を越えるより広範な境界。これらの他の事業体/ステークホルダーは、財務報告の目的のための「関連当事者」である場合もあるが、<IR>フレームワークに従って、「通常は、それよりもより広い範囲となる。」統合報告書に関する報告境界についての<IR>フレームワークで示された例には従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、コミュニティなどが含まれる。

見解

報告境界について<IR>フレームワークに反映される財務報告境界を越えた財務報告主体以外の事業体/ステークホルダーは、単独の企業責任報告書又はサステナビリティ報告書で組織が考慮している場合がある。

報告境界の図(IIRCの承諾を得て<IR>フレームワークより転載)



関連するガイダンス及び文書

<IR>フレームワークの41項一般報告ガイダンスには次の様々な内容要素に関連する事項についての詳細なガイダンスが含まれる。(i) 重要な事項の開示(適切な定量的指標の特徴を含む)、(ii) 資本についての開示、(iii) 短、中、長期の時間軸、(iv) 集合(aggregation)と分割(disaggregation)。

<IR>フレームワークは、「結論の背景(Basis for Conclusions)」及び「重要な論点の要約(Summary of Significant Issues)」の2つの文書が付属している。「重要な論点の要約」は、2013年4月のコンサルテーション草案へのコメント回答者によってもたらされた様々な論点がどのように対応されているかを詳細に示し、また、<IR>フレームワークでのコンサルテーション草案の構成の重要な変更や本文の移動を説明している。この両方の文書及びフレームワークはIIRCのウェブサイト(www.theiirc.org)から入手できる。

企業及び投資家のための<IR>に関するパイロット・プログラム

IIRCは、<IR>に関するパイロット・プログラムを「イノベーション・ハブ(innovation hub)」と呼んでいる。2つのパイロット・プログラムのネットワークがある。一つは企業のためのもので、もう一つは投資家のためのものである。

企業の<IR>に関するパイロット・プログラム(現在3年目)に参加している企業は100社である。世界中の様々な地域からの、幅広い多様性のあるグループで、様々な業種からなる。参加企業にはドイツ銀行、HSBC、韓国の現代建設、マイクロソフト、ナショナル・オーストラリア・バンク、ペプシコ、タタ・ステール、ユニリーバが含まれている。

投資家のパイロット・プログラム参加企業には、AMP、ブラックロック、南アフリカ政府職員年金基金(Government Employees Pension Fund of South Africa)、ゴールドマン・サックス、グルパマ(Groupama)、ING、ナティクシス、ノルウェー銀行、ニッセイアセットマネジメント株式会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが含まれている。

新しい<IR>実務の事例

IIRCは、具体的に基本原則や内容要素を説明した、様々な年次報告書及び統合報告書からの事例のデータベース(emerging <IR> database)を持っている。このデータベースにはwww.theiirc.orgからアクセスできる。

IIRCが紹介する新しい<IR>実務の報告企業には、マーク・アンド・スペンサー・グループ・ピーエルシー(ガバナンスについて)、株式会社ローソンとサソール(ビジネスモデルについて)、スキポール(リスクと機会について)、ニュージーランド・グループとゴールド・フィールズ(戦略について)、ストックランドとネドバンク・グループ(財務業績について)、ARMホールディングス・ピーエルシーとノボ・ノルディクス(見通しについて)が含まれる。

付録

統合報告書の作成に関連する<IR>フレームワークで太字のイタリック体で表記された要求事項をまとめた一覧表

フレームワークの利用	
1E 報告書の形態及びその他の情報との関係	1.12 統合報告書は明確で識別可能なコミュニケーションである。
1F フレームワークの適用	<p>1.17. 統合報告書であると主張し、かつ本フレームワークを参照しているあらゆるコミュニケーションは、太字のイタリック体により表記される全ての要求事項を適用している必要がある。ただし、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 信頼できるデータを利用することが出来ない状況や、特定の法的禁止事項により重要性を有する情報を開示することが出来ない場合 重要な情報の開示が重要な競争上の危険となる場合(3.51 項を参照) <p>1.18. 信頼できるデータを利用することが出来ない状況や特定の法的禁止事項である場合、統合報告書は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 省略された情報の性質を示すこと 情報が省略された理由を説明すること データが利用できない場合、データを手入手するためにとるべきステップやそのために必要と予測される期間(タイムフレーム)を特定すること <p>1.20. 統合報告書にはガバナンスに責任を負う者の表明を含めること。これには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合報告書のインテグリティ(Integrity)を担保すべき責任に関する同意 統合報告書の作成及び開示方法に関して全体的思考を適用したこと 統合報告書が本フレームワークに従って開示されたものかどうかについての意見又は結論表明しない場合は、以下について説明すること 統合報告書の作成及び開示においてガバナンスに責任を負う者が担う役割について 将来、報告書に表明を含むためにどんなステップが取られるかについて そのための期間(組織が本フレームワークを参照した3回目の統合報告書まで)
基本原則	
3A 戦略的焦点と将来志向	3.3 統合報告書は組織の戦略及びその戦略がどのように組織の短、中、長期の価値創造能力や資本の利用及び資本への影響に関連するかにについての示唆を提供すること。
3B 情報の結合性	3.6 統合報告書は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える構成要素間の組み合わせ、相互関連性及び相互依存関係について結合の全体図を示すこと。
3C ステークホルダーとの関係性	3.10 統合報告書は、組織と主要なステークホルダーとの関係性の性質と質に関する示唆を提供する。組織がステークホルダーの正当なニーズ及び関心をどのように、又はどの程度、理解し、考慮し、対応しているかについて含まれる。
3D 重要性	3.17 統合報告書は組織の短、中、長期にわたる価値創造能力に実質的に影響を与える事項に関する情報を開示すること。
3E 簡潔性	3.36 統合報告書は簡潔であること。
3F 信頼性と完全性	3.39 重要性を有する全ての事象(ポジティブ面とネガティブ面の両方)を、バランスのとれた方法によって、かつ誤りが無い形で含むこと。
3G 一貫性と比較可能性	3.54 統合報告書の情報は、(a) 期間を超えて一貫し、また、(b) 組織の短、中、長期の価値創造能力にとって重要性を有する範囲において、他の組織との比較を可能にする方法で開示されること。
内容要素	
4A 組織概要と外部環境	4.4 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織は何を行うか、組織がどのような環境において事業を営むのか。
4B ガバナンス	4.8 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織のガバナンス構造は、どのように組織の短、中、長期の価値創造能力を担保するのか。
4C ビジネスモデル	4.10 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織のビジネスモデルは何か。
4D リスクと機会	4.23 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織の短、中、長期の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会は何か、また、組織はそれらに対しどのような取組みを行っているか。
4E 戦略と資源配分	4.27 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織はどこへ向かうとするのか、また、どのようにそこに辿り着くのか。
4F 実績	4.30 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織は当該期間に戦略目標をどの程度達成したか、また、資本に影響するアウトカムは何か。
4G 見通し	4.34 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 組織がその戦略を遂行するに当たり、どのような課題及び不確実性に遭遇する可能性が高いか、そして、ビジネスモデル及び将来の実績への潜在的な影響はどのようなものか。
4H 作成と開示方法の基礎	4.40 統合報告書は次の問いへの答えを示すことが求められる: 統合報告書に含まれる事項を組織がどのように決定し、また、どのように定量化若しくは評価するのか。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,100 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 か国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2013 For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

**Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited**